



広報

たまつくり

第47号

昭和38年4月1日 毎月1回1日発行
昭和38年1月23日第三種郵便物認可

おもな記事

町議会の報告.....	1
予算のあらまし.....	2・3
肉牛の肥育法.....	4
農作業の手ひき.....	4
健康のしおり.....	5
巣立ち行く若鳥の声.....	6
優良こども会の表彰.....	7
婦人週間.....	7
良子さんの日記.....	8
土を握る手で.....	8
青少年を守る愛の条例.....	9
商工会・郵便局だより.....	10

町議会第1回定例会

昭和38年度予算など

十九件を可決

昭和38年度一般・特別会計予算総額一億七千四百三十三万八千五百七十九円を審議する町議会第二回定例会は、三月十七日から十六日間の会期でひらかれました。

「第一日は、日程をきめ、全議案を一括上程し、町長から、新年度予算編成方針を説明、予算案の朗読にはいりました。

第二日は、町職員の給与関係条例の一部改正ほか六件を原案とお可決し、

第三日は、国民健康保険税条例の一部改正ほか二件を原案とお可決、

第四日は、昭和36年度一般会計決算を審議しました。

第五日と第六日は、議案の自主審議のため休会とし、

第七日は、第四日の審議を続けてこれを原案とお可決し、

第八日は、一般会計予算の審議にはいりました。

第九日は、審議に慎重を期すために、会期を七日間延長することに決定し、開会後ただちに閉議しました。

第九日から第十四日まで休会。

第十五日は、一般会計予算の審議を続け、

第十六日にこれを原案とお可決、特別会計予算など三件も原案とお可決して、全日程をおわりました。

可決された議案のあらましは、次のとおりです。

○職員給与に関する条例の一部改正について

昨年八月、政府と国会に対して国家公務員の給与に関する人事院の勧告があり、この勧告にもとづいて国家公務員の給与が改正され、地方公務員についても、これに準じた改正をするように、財政措置がとられたので、町条例に所要の

○職員の旅費に関する条例の一部改正について

職員の出張の実情等に応じて日当、宿泊料の定額を引きあげたもの

のです。

○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

税務職にある職員の手当を改正したものです。

○特別職の職員で常勤の者の給与および旅費に関する条例の一部改正について

○教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

町長、助役、収入役、教育長の給与等について、一般職の給与改善にもなつて同様の改正をしたものです。

○特別職の職員で非常勤の者の報酬および費用弁償の支給に関する条例の一部改正について

農業委員会、教育委員会委員長その他の報酬を改訂し、新しく消防機関員などに報酬を支給するようにしました。

○町税条例の一部改正について

地方税法の一部改正にともなつて、町税条例にも改正を加えたものです。

改正事項は、①「扶養控除」の手当て、②「第一順位八万円」から「第四順位以下一人につき三百円」まであったのを「一人六万円」に改めたこと、③専従者控除「一人につき八三〇円」を「一人につき二、〇〇〇円」に改めたこととです。

○国民健康保険条例の一部改正について

おもなものは①世帯主の療養給付を、いままでの五割から七割に引きあげたこと②助産費、葬祭費をいままでの千円から二万円に引きあげたことです。

○国民健康保険条例の一部改正

○昭和37年度一般会計歳入歳出追加予算について

○昭和37年度特別会計（国保事業）歳入歳出追加予算について

○昭和37年度特別会計（国保事業）歳入歳出追加予算について

○昭和37年度特別会計（国保事業）歳入歳出追加予算について

○昭和37年度特別会計（国保事業）歳入歳出追加予算について

○昭和37年度特別会計（国保事業）歳入歳出追加予算について

○昭和37年度特別会計（国保事業）歳入歳出追加予算について

○昭和37年度特別会計（国保事業）歳入歳出追加予算について

○昭和37年度特別会計（国保事業）歳入歳出追加予算について

○昭和37年度特別会計（国保事業）歳入歳出追加予算について

○昭和37年度特別会計（国保事業）歳入歳出追加予算について

○昭和37年度特別会計（国保事業）歳入歳出追加予算について

○昭和37年度特別会計（国保事業）歳入歳出追加予算について

○昭和37年度特別会計（国保事業）歳入歳出追加予算について

○昭和37年度特別会計（国保事業）歳入歳出追加予算について

○昭和37年度特別会計（国保事業）歳入歳出追加予算について



について

端数計算についての改正です。

○昭和36年度一般会計歳入歳出について

○昭和36年度特別会計（国保事業）歳入歳出決算について

○昭和36年度特別会計（国保事業）歳入歳出決算について

○昭和36年度特別会計（国保事業）歳入歳出決算について

○昭和36年度特別会計（国保事業）歳入歳出決算について

○昭和36年度特別会計（国保事業）歳入歳出決算について

○昭和36年度特別会計（国保事業）歳入歳出決算について

○昭和36年度特別会計（国保事業）歳入歳出決算について

○昭和36年度特別会計（国保事業）歳入歳出決算について

○昭和36年度特別会計（国保事業）歳入歳出決算について

○昭和36年度特別会計（国保事業）歳入歳出決算について

○昭和36年度特別会計（国保事業）歳入歳出決算について

○昭和36年度特別会計（国保事業）歳入歳出決算について

○昭和36年度特別会計（国保事業）歳入歳出決算について

○昭和36年度特別会計（国保事業）歳入歳出決算について

○昭和36年度特別会計（国保事業）歳入歳出決算について

○昭和36年度特別会計（国保事業）歳入歳出決算について

○昭和36年度特別会計（国保事業）歳入歳出決算について

肉牛の肥育法

肥育期間は、短期肥育としては普通、三〇日又はその期間で行なわれ、飼料の配合は、この期間を四期間に変えて与えます。

まづ、最初の三〇日間は、準備期にうつて、肥育飼料になれさせ次の三〇日を第一期、次の四〇日間を第二期、最後の三〇日を第三期として仕上げるのです。

飼料配合の一例を記してみますと別表のとおりです。

右の割合に配合した飼料を、更に粗飼料と混ぜたものを給与するのですが、牛の体重によつてその量をきめます。

大体の基準を次に掲げますから参考になつて下さい。

肉牛の肥育は、日常の管理も非常にたいせつです。いかにしようず飼料を与えても、常にふとりのやすい環境で飼育しなければ、よく肉がつかないものです。まづ、次のことには、よく注意して下さい。

- 1、牛舎は、常に清潔で、冬は保温によく、夏は風通しがよ、更に、が、はえ、その他の害虫はいらないようにすること。
- 2、牛舎は、あまりうるさくなくところで、幾分うす暗く、牛が安静でいられるところがよい。
- 3、褥（じょく）草は、度々とりかえて、乾燥させておくこと。
- 4、牛は、毎日舎外に出して、三〇分くらい時間ぐらい運動させて食欲を増させると同時に、よく体をこすって、血液のまわりをよくしてやること。
- 5、＼ひづめ＼は、常によ／＼削って、しっかりと立脚していられるようにし、夏は、時々川にいれてきれいにしてやること。
- 6、常に牛の動作に注意して、病気は、早期発見して手当てをするように、糞便をよく観察して、げりをしないよう注意すること。
- 7、飼料は、できるだけ食欲をますように、調理することがたいせ

濃 厚 飼 料				
第二期	第二期	第一期	準備期	期別
15	20	25	25	ふすま
5	5	10	20	米ぬか
70	60	50	40	大麦
5	10	10	10	かす大豆
5	5	5	5	ニア粕

給与量 (体重100_g相当)

第三期	第二期	第一期	準備期	期別
1, 4	1, 2	1, 1	0, 8	澤村
2, 5	3, 0	4, 0	4, 0	潤
↓	↓	↓	3, 0	甘し
↓	0, 7	0, 8	1, 0	ょ
0, 5	0, 7	1, 0	↓	つるも
0, 5	0, 7	↓	↓	稲わら
				かぶ
				埤草

農作業の手びき

いね 近ごろ、田植え時期が一般に早くなってきましたが、この地帯では、5月7日と5月20日ごろがよく、極端な早植えはさげるようにしましょう。苗代のまき時は、田植えの時期から逆算し、わせ種では三〇〜三五日前、なかでおくてでは三五〜四〇日前にします。

とします。

除紙後は、日中は浅水とし、夜間は深水として保温につとめます。昨年、大きな被害をうけた黄萎病の防除作業は、徹底して行ないましょう。普及所、農協、町からの指示、指導には、積極的に協力、実施するようにししましょう。

加工用トマト
苗の管理

そざい

黃萎病の方余之

昨年年度の水稲は、黄萎病による被害が大きく、町では三万俵の減収で、金額にして一億円というほど大きなものになります。

……ヘリコプターから農薬撒布

の第一回発生期の四月下旬に、農林ヘリ会社のヘリコプター二機で水田全域にマラソン粉剤を撒布します。空中撒布できないところは

四月の解説

4月のこよ

10・16日	婦人週間
17日	県知事・県議 会議員選挙
18日	発明の日
19・25日	環境衛生 強調週間
20日	通信記念日
20・26日	郵便週間
29・5・15日	切手趣味週間
29・5・5日	天皇誕生日
旬	身体障害者福祉強調運動
旬	春の社会教育週間

陰暦の四月を卯月といひます。
今日の太陽暦では五月に当たるの
で、昔の俳句や歌にあらわれた卯
月というのは、五月のものと考え
ないと辻つまがありません。
「うつき」の由来は、稲を植へ
る月という意味の植月がなまった
という説や、四月は十二支の卯に
当たるので、その名でりたといら
れもありません。

植え、いた々の防止をはかります
 温度は、次第にさげて、苗の赤
 実につとめ、朝の地温は15度ぐら
 いまでにしてもよいでしょう。し
 かし、寒い晩は、保温に注意しな
 ければなりません。

卯月のほかに四月の呼の名と
 ては、夏朔月、清和、幹月などと
 もいわれるが、どれも旧暦の陽気
 と事物によせた名称です。

花ねぎに雨うす寒き四月かな
 一 居

健康のしおり

たいせつな睡眠

「春眠あかつきを覺えず」まことに気持ちよい季節となりました。今回は、この睡眠について書いてみました。

ことが、眠りの生物学的な意味ですし、また、そこに眠りの必然性
がうまれてくるわけです。

二、眠りの現象

眠りの一番大きな特長は、意識
がないということです。これは、

せん。眠る直前に、あまり重い食事や飲み食いをすることはいいでないことです。横になるだけなら悪いことはありません。2、うつぶせに寝ると体に悪い。おとなでも子どもでも、うつぶせに寝ても結構熟睡できます。ただ、うつぶせに寝ると、肩がよだれになって出て、枕をよ直すことはありますが、睡眠を

☆お天気や気温にあわせて、冬着の始末をはじめましょう。

純毛ものには虫がつきやすいので、アイロン仕上げをして殺菌してから、裏わおもてに出してたたき、服一着に対して十四、五粒の防虫剤を入れて、一着ずつ新聞紙でカバーをします。新聞紙で包んだまま、茶箱か洋服箱に入れるのですが、品名を必ず箱のおもてに

春の榮養献立

「きょうのご飯のおかずは、なんにしよう」主婦の頭を悩ますのは、その日、その日のおかずをきめることではないでしょうか。

それが、忙しいときにはなおさらのこと、そこでつい漬物だけですましておこうということにならな

○朝アサに飯イハ・みそ汁ミソヅク（とうふ・タ
ツ交那風ひたし・つげもの
タウちらしすし・とうふのすす
し汁・青菜のごまあえ・つげ
もの
○朝アサに飯イハ・みそ汁ミソヅク（とうふ・タ
ツ交那風ひたし・つげもの
タウちらしすし・とうふのすす
し汁・青菜のごまあえ・つげ
もの

もかく、家計費を節約
 する場合など、まず食べ物の費用
 をきりつめることが多いようです
 これは、自分で自分の体をいた
 めつけていることになりはしない
 でしょうか。

ニンジンや芋、キャベツ、なるべく
 タリカレーうどん・タマネギ
 ニンジン・ソーセージ・青
 のひたし・つげもの
 〇朝しる飯・みそ汁（ネギ・サ
 イモ）ホーレン草の卵とじ
 つげもの
 〇タリカレーや芋のし（野ネギ、ネギ）

タリカレうどん・タマネギ
ニンジン・ソーセージ・青
のひたし・つけもの
○朝りご飯・みそ汁（ネギ・サ
イモ）ホーレン草の卵とじ
つけもの

第三種郵便物認可

だの健康が害されることになり
こわれ方がひとごと、当然死ぬと
いひつゝになります。従つて、眠
るごつてごとは、肉体的な疲勞を
回復するといふ意味もあります
が、もつと本質的なことは、脳細胞
を過度に働かしてこむすること
ないやう、安全弁の役目を持つていま
す。いひかえれば、昼間活動して
いた脳細胞の疲れをもつてごつ

三、睡眠についてのことわざ

1、食つてすぐ寝ると牛になる

健康上から言うとう、横になることはよいことで、肝臓の悪い人、胃の悪い人には食後に横になって体を休めることを医者はすすめます。ただ、眠りこんでしまうと、胃の活動が衰えますから、食物が長く胃にとどまることになり、これはよくありません。

いろいろと、ことわざについで書いてきましたが、結論として、眠るということとは、最上の健康法であるという意味はおわりのことと想います。しかし、私たちの日常は、忙がしのため、あるいは遊び過ぎなどのために、睡眠不足になります。十分に睡眠をとるように努力しましょう。

ぎるという役目のほかに、へやの
 中の感じを明るくするたいせつな
 役目をします。暖かいう日に洗たく
 し、アイロンをかけると、見違
 えるほどきれいになります。
 ☆カーテンを布地で買うときは、
 窓の幅の二倍半買うと、ひだが十
 分にとれます。大柄の模様は、一
 型分ぐらい多く買うほうが柄合
 せのとき楽です。

手近にある材料を使って栄養の四分を考え、お金のかからぬように工夫して作ったものです。これ一つの目安にして、毎日の食卓充実したものにしてください。

もちろん、これを、そのまま実行しなくてもみなさんの好みや材料によって適当な物に変えて作っていただくので結構です。

ニンジソ・ソーセージ）キ
ベツのサラタ・つけもの
タリで飯・焼き魚（にしん・
イコソ）すまし汁（青菜・
ロコソ・あげ玉）つけも
〇朝ひで飯・みそ汁（タイコソ
ニンジン・あげ玉）油いた
（キャベツ・ソーセージ）
けもの

良子さんの日記(10)

金 四月〇日
おとうさんが退院しました。

左手がツル根からなくなつて、着物のそでがフリンジとしてひらいたようにです。夕飯は、退院祝ひだつて、隣居からきてくれました。「なまめ、手が一本と、足が二本まだピンピンしてる。仕事だて良子さんに負けなぞ」

とつもの負けおしめをはじめましたが、ちよつとさびしうなした。食事がつつてからつづつものを手伝つてゐる。おかあさんが、「せつかく就職がきまつていたのになあ、おとうさんがあんな事になつたで家にいる事になつて、つて」と小さな声で言つたので「うん、なんとも思つてなんかいないよ。家にいた方がいんだから」と返事した。「そうかあ」と言つたき、なまめつてしまふした。

あす、おとうさんの障害年金の手続きをしに用意、机の上へ診断書とハンコを置き、日記を書いているとなんだか悲しくなつて涙が出てしまつたが、あまふせん。家に残つて仕事を手伝つてゐる自分から進んできつたことなのに四月〇日

本日の作業「耕うん機の操作の練習と畑の中耕(教官一兄さん)」。ユックリふろにはいつたのだけれど、中が痛みます。高校時代、陸上競技チームで耕うん機運転はうやうやしく落第らしいです。痛いのを覚えてゐるから、中耕の調節と筋肉の教がわかるようにです。

あすからは、毎晩交通法規の勉強。そして、耕うん機の免許を一回パス。次はバイク、と予定をきめまふ。

担任の先生と、クラスメイトの先生、良子さんにはがきを置きました。

【解説】 おとうさんの病氣は、脱疽(だつしゅ)といふ病氣で、病氣で、仕事のあつて、腕が痛、シビれるなどと言つていたのです。が、早いうちに医者にいかると、保健婦さんに相談すれば、腕をつけたら切斷しなくてもすんだかも知れません。

青少年を守る愛の条例

◎四月一日から実施◎

条例のねらい
店などには、青少年のために問題になるような雑誌ははらんとし、映画、テレビなども、刺激的、暴力的なものが多く、青少年の健全な育成を阻害してしまふ。

最近の青少年の犯罪は、暴力犯や性犯の増加が目立ち、しかも犯罪をおこす年齢が低年齢層へ移り集約化してしまふ。

次世代をなう青少年が、心身ともにすこやかに成長するように、市民すべての願いのもとに「茨城県青少年のための環境整備条例」が、昨年の十月、茨城県議会において可決され、本年四月一日から施行される。

条例のねらい

県民おたがいの新たな自覚と責任において、青少年のために、よい環境をつくるのがねらいです。青少年の人間形成が、社会環境によつて、重大な影響を受けることから、積極的に環境をつくることにも、青少年を健全に育成するための施策を行ない。また、青少年の健全育成をさまたげるようなおとなしい行為を禁止し、県民として守らなければならぬ道徳の基準のようなものを示したものとす。

権利と自由が、不当に制限されないように運用しなければならぬといふことが、特に規定されてゐます。

この条例でいう青少年とは、小学校就学のはじめから、十八歳になるまでの者をいい、配偶者のある女子は除かれています。

良いものの推奨と悪いものの禁止

この条例は、二二条からなつていて、第一条から第五条までは、総則的な事項を定め、第六条から第二二条までは、優良な映画、図書、出版物、器真類の指定(禁止制限)などを規定し、第一四条から第一八条までは、知事が児童福祉審議会に対して行なう諮問、その他の手続きを規定し、第一九条以下は、罰則を定めてゐます。

【第六条(優良映画、図書などの推奨)】 映画、演劇、演説または雑誌、書籍などの内容が、青少年の健全育成に有益であると認めるときは、積極的に推奨することと規定したものとす。

たらねに行くまで、良子さんの名義で貯金しておくとおあきさんに話つてゐました。片方の腕の、すべての指が、いぢめるし障害があれば、二級障害に該当するので、最低保障の年額二万四千円は支給されることになりまふ。

士を握る手で

新西村 松健一



【感想文】 すべての人々が、喜びと希望に胸をふくらませ、うららかな太陽の光を浴びて、新たな気持ちでスタートするよき春。私も、その人の波にもまれながら、ある目的につくことと懸命になつてゐるひとりで、農の道にはいつて五年目、多くのものを知り、まじり、理解する様に努力し、そして、見る目を

新有権者感想文 佳作

と認められる興行を指定して、青少年を鑑賞させないようにするとともに、それに関する興行者の守る事項を規定したものとす。

【第八條(有害図書の販売等の禁止)】 青少年の健全育成のために有害と認められる図書を指定して青少年に見せないようにするとともに、それに関する販売業者等の守る事項を規定したものとす。

【第九條(有害器真類の措置命令)】 屋外、屋内を問わず掲示された有害器真類について、知事は、その器真類の除去または内容の変更を命ずることと規定したものとす。

【第一〇條(有害器真類の販賣禁止)】 青少年の健全育成のために有害と認められる器真類を青少年に持たせないようにすることを定めたものとす。

【第一一條(買物の受入れ、古物の買受けの禁止)】 青少年が健全な遊び等に消費する金銭の入手を防ぐため、買屋および古物商が守らなければならぬことを規定したものとす。

【第二二條(有害行為のための場所提供、周旋の禁止)】 青少年のわいせつ行為、および

引揚者給付金をまだ請求してないときは、今すぐに請求手続きをしてください。請求書の申請事務は、役場の福祉課で取扱つてゐます。

【引揚者とは】 1、終戦の日まで、引き続き六か月以上外地に生活の本拠をもつてゐる者、およびその者の子であつて終戦の日以前六か月未満の期間内に外地において出生したものとす。

【最近になって盛んに「平和」という言葉が使われてゐます。人類だれもが希求してゐる普遍的理想であつて、結構なことと思ひますが、しかし「平和」という言葉が、現在のうちにむかひに使われてゐることに對し、大きな疑問をいだかざるを得ません。

私は、現在の「平和」という言葉を、次の二つに解釈してみようと思ひます。第一は「真の平和」といふ立場の考えです。この考えは、良心的な人々が叫んでゐるところの平和であつて、今後ともこの平和こそ続けなければならぬものとす。第二は「口実のための平和」を唱へてゐる立場です。それは、真の平和を實行することのできない、あわれな人たちが叫んでゐるものとす。その「平和」といふ言葉の裏には、みじかい心が

【第二二條(深夜外出の禁止)】 青少年の深夜(午後十一時から翌日の午前四時まで)外出を制限するとともに、保護者に対する注意義務を規定したものとす。

【第二三條(違反に対する罰則)】 第一二条の違反に対しては三万円以下、第二二条の違反に対しては一万円以下、罰金とす。

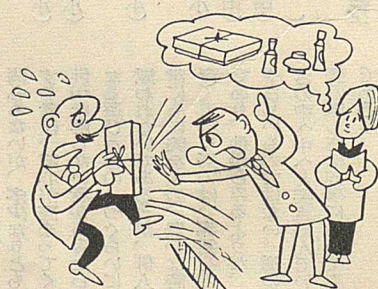
【第二四條(違反に対する罰則)】 第一二条の違反に対しては三万円以下、第二二条の違反に対しては一万円以下、罰金とす。

【第二五條(違反に対する罰則)】 第一二条の違反に対しては三万円以下、第二二条の違反に対しては一万円以下、罰金とす。

【第二六條(違反に対する罰則)】 第一二条の違反に対しては三万円以下、第二二条の違反に対しては一万円以下、罰金とす。

【第二七條(違反に対する罰則)】 第一二条の違反に対しては三万円以下、第二二条の違反に対しては一万円以下、罰金とす。

【第二八條(違反に対する罰則)】 第一二条の違反に対しては三万円以下、第二二条の違反に対しては一万円以下、罰金とす。



窓

◇通信記念日と

郵便週間

郵政省では、4月29日を通信記念日と定めているいろいろな行事を行なっています。この4月20日は、今から92年前の明治4年、東京、大阪間に現在行なわれている郵便制度が、はじめて実施された日です。

これを記念して4月20日から1週間「郵便週間」を開催するほか、記念式典や永年勤功労者などの表彰を行ないます。

また「切手趣味週間」も同じ期間に行なわれ、全日本切手展を日本橋三越で開催します。

なお、この週間にちなんだ特殊郵便切手を発行し、4月20日から全国の郵便局で発表します。

◇ベビー

ブームの影響

戦後のベビーブームの波は、今日では中学生の急増から高校生急増へと押し寄せ、中学浪人か、さもないれば「すし詰め教室」という事態

になっています。そこで今後数年間に中学校を卒業することもたちと、その父母の悩みを解決するため、高等学校の新設、拡張が進められています。そのための起債額昭和37年度80億円、昭和38年度90億円のそれぞれ半額を、簡易保険、郵便年金の積立金でまかなうことになっています。

簡易保険事業は、総契約高の約4分の1は6歳から18歳までの青少年が加入対象となっており、青少年の育成については大きな関心をよせています。

この趣旨から簡易保険、郵便年金の積立金から教育施設資金として融資された額は411億円にのぼっており、その大部分が小、中、高等学校の建築資金にふり向けられています。このように、簡易保険、郵便年金の積立金は、明るい教育環境の整備拡充に活用され、人づくりに役立てられてきていますが、高校生急増対策にも一役を買うことになったわけです。

商工会欄

38年度補助金決定

昭和38年度補助金は、次のとおりきまりました

町補助金	一般育成補助	二五〇、〇〇〇円
自治会補助金	一〇〇、〇〇〇円	
国庫特定補助金	調理技術講習会	
指導員人件費	二八八、〇〇〇円	
補助者人件費	二〇〇、〇〇〇円	
指導員旅費	二〇、〇〇〇円	
経営カルテ作成費	三、四〇〇円	
講習会等開催費	七二、〇〇〇円	
指導員事務費	二四、〇〇〇円	
計	五二七、四〇〇円	

町補助金 一般育成補助 二五〇、〇〇〇円
自治会補助金 一〇〇、〇〇〇円
調理技術講習会
調理師免許の取得者を対象として三月二十三日、講習会を開催しました。講師は、水戸市中山料理学園の中川先生を招へいし、受講者は、婦人の方が多く、終始熱心に受講し、料理技術を修得しました。
企業経営に最も重要な簿記知識を普及するため、岡里先生を招へて、三月二十七日、簿記講習会を開催しました。受講者は少数でしたが、熱心に受講し、質問も活発でその成果をおさめました。
これからの商店経営
お客様に何を売るのでしようか商品一ではありません。
大安売りで値段を売ることでもないのです。
大安売りで値段を売れば、お客様が来るでしょうが、そのお客様は、あなたの店の固定客ではありません。ただ、値段を賣う値段のお客様なのです。

大きな巨龍の口の中で、そんなくだらないことをしていてもはじまりません。
お客様に「満足」を売るので。商品は、どこにでも売っています。これからは、メーカーの商品化が盛んになり、どこでもある商品はなくなりつつあります。
値段を売るといっても、強力なスーパーマーケットの方にはどうして勝つ見込みはありません。たつた一つ、あなたの店にしか売っていないもの、それが満足です。小さい規模の店には、そこだけにはかない魅力があります。団体客を泊める大きな旅館は、料金は安くとも、小さな宿屋のもつ暖かい人間のつくり出す満足がありません。あなたの店は、満足のメーカです。
販売の完了とは
いままでは、商品を売って代金をいただいたことで販売が完了しました。
しかし、これからは、商品を売って代金をいただき、そのお客様がもう一度その店に買い物にいられたとき、はじめて前の販売が完了したといえます。売りっぱなしは、決して販売ではないのです。

人事異動

庁内 退職 保険衛生課岡野みち小、中学校
統合中学校長 五十野寿郎
羽生小学校長 男庭義則
羽生小へ 石田和二、滝田弘好
小松崎洋子、平野安子
玉造小へ 羽鳥千鶴子
玉川中へ 荒張高一
統合中へ 菊地武一郎
手賀中へ 浜田美知子
Ⅱ転出Ⅱ
笠間中へ 長島佳二(羽生小)
新城小へ 根本衛一(現原小)
東文間小へ
高橋寛江(玉造小)
大和田西小へ
中島重信(手賀小)
常北中へ 物井一穂(玉川中)
北浦中へ 中島律子(玉造中)
植岡中へ 戸下せん(シ)
Ⅱ退職Ⅱ
野田幸重(玉造小) 狩谷悦生(玉造小)
小沢孝子(羽生小)
市村武(手賀中) 信田洗(現原中学校長)
Ⅱ新採Ⅱ
玉造小へ 藤川 秀子
統合中へ 飯田俊彦、外山杉、渡辺一郎

警察

部長派出所 巡查 滝本根信(麻生)
中根巡查(八木時) は行方駐在所へ
食糧事務所玉造出張所
退職 田山 実

文芸



草人俳話(1)

芸に生きる厳しさは、道を知りてより更に厳しさを感じる。自分に関係のない者は、さほどに興味もないが、多少なりとも理解する者は、関心が高まってくる。俳句を解しない者からみたら、単なる遊びごとの一つくらいにしか思われないであろうが、俳人の、常に心に美を求め、豊かな詩心を育てて行く努力は、真剣そのものであり、他からみえるような、なまやましいものではない。道の厳しさの中へ中へへと突き進んでいる一芸の厳しさは何事においても同じであらう。

古雛の肩引きまの瞳輝く

草人

あとがき

きびしい寒さも去って、桜咲く春をむかえました。

就職、入学、進学と希望の月です。町も、新しい年号をもって、三十八年度へのスタートをきりました。途中に困難はあっても、郷土の発展のために「その」努力を続けましょう。

発行所

玉造町役場

発行人 坂本常蔵

編集、員会(定価一部10円)

印刷所 新いはらき印刷局